

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06 - 4393 - 6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	自衛消防組織を設置すべき旨の命令
概 要	消防長又は消防署長は、自衛消防組織の設置が必要な防火対象物において自衛消防組織が設置されていないと認める場合には、当該防火対象物の管理について権原を有する者に対して自衛消防組織を設置すべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・ 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条の2の5第3項 （ https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/ ）
処分基準	・ 消防法第8条の2の5第3項 消防長又は消防署長は、第1項の自衛消防組織が置かれていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により自衛消防組織を置くべきことを命ずることができる。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	